

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (5月21日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	7
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	8
議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
報告第4号の上程、報告	11
報告第5号の上程、報告	11
日程の追加	11
議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	13
署名議員	13

令和3年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和3年5月21日
会期 1日間
閉会 令和3年5月21日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
5月21日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告2件 承認第2号～承認第4号質疑、付託省略(即決) 議案第19号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時40分	議案第19号総務常任委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時20分	議案第19号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、 表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和3年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和3年5月21日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和3年5月21日 午前10時00分)

閉 会 (令和3年5月21日 午前11時06分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

財 務 課 長 真喜志 亮

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
5	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
7	議案 第19号	財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）	提案説明 質疑～付託
8	報告 第4号	専決処分の報告について	報告
9	報告 第5号	専決処分の報告について	報告

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第19号	財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和3年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 宮城 貢議員及び8番 吉
浜 覚議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿
のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条
例等の一部を改正する条例）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
提案をする前に一言だけ報告したいと思います。
昨日開催されました大宜味村の高齢者のワクチン接種、予定していました325名より多めに340名の皆
さんが無事に接種を終えたということの報告がありましたので、皆さんに御報告とさせていただきたい
と思います。
では、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月21日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（真喜志 亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（真喜志 亮） それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分としたところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは主な改正内容について新旧対照表で御説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

それでは新旧対照表の2ページをお開き下さい。

第24条第2項の改正規定については、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、一定の条件に該当しない者を除外する改正となっております。関連して、第36条の3の3第1項、附則第5条の改正も行っております。

施行期日は、令和6年1月1日からとなります。

次に説明資料7ページをお開きください。

第53条の9に2項を加える改正については、退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、申告書に記載すべき事項を電磁的方法に提供することができることとするなどの措置を講ずる改正となっております。

施行期日としては、令和3年4月1日からとなります。

続いて説明資料の8ページをお開きください。

附則第6条の改正については、特定一般用薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を令和4年から令和9年度へ延長する改正となっております。

施行期日は、令和4年1月1日からとなっております。

次に説明資料11ページをお開きください。

附則第10条の2の1項を加える改正規定についてですが、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る特例措置（わがまち特例）を第24項に定めており、特例措置による減額割合は、法律の基準を参酌しております。

施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日となっております。

同じく11ページの附則第11条の2からです。

説明資料16ページの附則第15条第1項の改正については、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置くという特別な措置を講ずる改正となっております。

施行期日は、令和3年4月1日からとなります。

次に説明資料16ページをお開き下さい。

附則第15条の2の改正は、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置について、適用期限を9か月延長する改正となっております。

施行期日は、令和3年4月1日からとなります。

次に説明資料20ページをお開きください。

附則第26条に1項を加える改正は、住宅借入金特別控除について、所得税の控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長を踏まえ、住民税においても同様の延長を行う改正となっております。

施行期日は、令和3年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第2号は、承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月21日提出

大宜味村長 宮城功光

この改正については、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分としたところでございます。

改正内容といたしましては、押印等の見直しによる改正と項ずれ等による改正となっております。

施行期日としましては、令和3年4月1日からとなります。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号は、承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月21日提出

大宜味村長 宮城功光

この改正については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令及び沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村固定資産税課税免除に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分としたところでございます。

改正内容としましては、第3条及び第4条の沖縄振興特別措置法に基づく特例措置について、令和3年3月31日までとした摘要期限を1年延長し、第6条の地域未来投資促進法に基づく特例措置によって令和3年3月31日までとした摘要期限を2年延長するものとなっております。

施行期日としましては、令和3年4月1日からとなります。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第4号は、承認されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）
次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産、大宜味村立小中学校電子黒板
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約
- 3、取得金額、金935万円
- 4、契約の相手、那覇市安謝638番地
株式会社 興洋電子
代表取締役 多良間 洋二

令和3年5月21日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、教育課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（宮城 豊教育課長 登壇）

○ 教育課長（宮城 豊） 議案第19号の補足説明をさせていただきます。

今回の財産の取得は、令和2年度の繰越し事業で、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しての備品購入です。

なお、電子黒板の購入台数は小学校10台・中学校7台、合計17台を予定しております。

説明資料といたしまして事業概要等を記載した資料、入札結果報告書、物品購入契約書の写しを添付いたしております。

なお、詳細については、委員会で御説明いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 質疑というよりも確認をしたいと思いますが、4、契約の相手ですが、契約の相手方の住所が那覇市安謝となっておりますが、これは資料入札結果報告書あるいは物品購入計画書には、那覇市字安謝と記載されているんですが、どちらのほうが正しいですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） ただいま御指摘のありました景善議員の質疑にお答えします。

議案書では、確かに那覇市安謝となっておりますが、契約書のほうには字が入っておりますので、「字」を入れての議案でお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第8 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第4号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月21日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。また、損害賠償額は全額保険で対応しております。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第9 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第5号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月21日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、専決処分書と変更契約書を添付してございますので、どうぞよろしくお願いたします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

- 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時24分）

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎日程の追加

- 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 7 8 号

令和3年5月21日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第19号	財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）	可 決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第19号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び教育課長の出席を求め、本日午前10時40分からの審査予定を5分繰り上げて午前10時35分から審査をいたしました。

議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）について説明いたします。

目的は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、教職員と児童生徒の距離を確保した授業ができる環境を構築するため、普通教室、特別支援教室及び特別教室などへ電子黒板を整備し、動画、書き込み機能などを活用した分かりやすい授業を実践するためとなっております。

1、取得する財産 大宜味村立小中学校電子黒板。2、契約の方法 指名競争入札による契約。3、取得金額 935万円、契約の相手 那覇市字安謝638番地、株式会社 興洋電子、代表取締役 多良間洋二。

備品購入の内容は、小学校10台（普通教室6台・特別支援教室2台・理科室1台・多目的教室1台）、中学校7台（普通教室3台・特別支援教室2台・理科室1台・技術教室1台）。主要用途 授業内にお

いて動画機能や書き込み機能等を活用した分かりやすい授業の実践。納期限は、令和3年6月30日（納品・設置）となっております。

議案第19号について、質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 財産の取得について（大宜味村立小中学校電子黒板購入）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員